総務常任委員会記録

令和元年 第6回定例会			
1 日 時	令和元年 12 月 11 日(水) 午前 10 時 00 分 開会 午前 10 時 58 分 閉会		
2 場 所	常任委員会室		
3 出席委員	大 貫毅委員長小 島実副委員長宇賀神敏委員横 尾 武 男 委員無原 一 男 委員大 島 久 幸 委員		
4 欠席委員	なし		
5 委員外出席者	なし		
6 説 明 員	別紙のとおり		
7 事務局職員	小 杉 課長 金 子 書記		
8 会議の概要	別紙のとおり		

総務常任委員会 説明員

職	名	氏 名	人数
総務部	総務部長	糸井 朗	10名
	総務課長	金田 毅	
	企画課長	矢口 正彦	
	鹿沼営業戦略課長	益子 則男	
	秘書課長	郷 昭裕	
	人事課長	南雲 義晴	
	情報管理課長	大貫 陽子	
	水資源対策課長	髙橋 慎治	
	危機管理監兼危機管理課 長	廣瀬 明利	
	総務課総務係長	能島 賢司	
財務部	財務部長	渡邉 政幸	7名
	財政課長	木村 正人	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	庁舎整備推進室長	篠原 宏之	
	税務課長	日向野久仁 子	
	納税課長	金子 尚己	
	契約検査課長	塩澤・恵功	
会計課	会計管理者	山野井 健	3名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	麦倉 実	
監查委員事務局	監查委員事務局長	渡邉 孝道	
消防本部	消防長	小池 一也	4名
	消防総務課長	黒川純一	
	地域消防課長	星野富夫	
	消防署長	小松澤宣明	
合 計			24名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))
- 2 議案第 82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について
- 3 議案第 89号 令和元年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第 90号 令和元年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第 92号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
- 6 議案第 96号 鹿沼市指定金融機関の指定について
- 7 議案第 97号 鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について
- 8 議案第 98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について
- 9 議案第106号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 10 議案第109号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第110号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 12 議案第111号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○大貫委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

まずはじめに、今回は、改選後の初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶を させていただきたいと思います。

今回、総務常任委員長を務めさせていただきます、大貫毅です。

執行部の皆様、委員の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

- ○小島副委員長 副委員長の小島実です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○大貫委員長 今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案 12 件であります。 それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 おはようございます。財政課長の木村でございます。よろしくお願いします。 それでは、議案第78号 専決処分事項の承認について「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)」のうち、関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

この補正は、10月12日発生の台風第19号によります被害に対する緊急措置として、専決補正をしたものであります。

それでは、「令和元年度補正予算に関する説明書」、お手元に2冊いっているかと思うのですが、 そのうち表紙に一般会計の第3号と入っているものをご用意いただければと思います。

それの一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

中段より下、19 款「繰入金」、2項2目「財政調整基金繰入金」9億円の増につきましては、 歳入歳出調整のため繰り入れるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

- 一番上、2款「総務費」、1項1目「一般管理費」の右側の説明欄、「防災対策推進費」340万4,000円の増につきましては、避難所開設・運営などのための経費を計上したものでございます。
- 一つ飛びまして、11 目「地域振興費」の説明欄、「水源地域対策事業費」350 万円の増につきましては、独立行政法人水資源機構思川開発建設所に貸し付けをしております、旧粟野庁舎が水没をしたため、電気設備や水道設備の修繕費用を計上したものであります。
- 11 ページをお開きください。
- 一番上、9款「消防費」、1項1目「常備消防費」150万円の増につきましては、粟野分署ポン

プ車の修繕費用を計上したものであります。

次に、2目「非常備消防費」の説明欄、「非常備消防施設維持管理費」70万7,000円の増につきましては、口栗野地内にあります消防団第11分団第1・第2部の車庫シャッターが破損したため、修繕費用を計上したものであります。

次の「火災防ぎょ対策費」368万8,000円の増につきましては、消防団車両が水没したため、 その修繕費用を計上したものであります。

次の、3目「水防費」28 万 1,000 円の増につきましては、土のう用の砂を補てんするためのものであります。

続いて、15ページをお開きください。

14 款「予備費」7,722 万 9,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。横尾委員。

○横尾委員 12ページ、9款の「消防費」の「火災防ぎょ対策費」という形で、消防車両が水 没をしたということなのですが、そういう被害が随分あったように私は聞いているのですけれ ども、エンジンがかからなくなったとか、何台ぐらいそういうことがあったのか、説明願いま す。

- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。小松澤消防署長。
- ○小松澤消防署長 おはようございます。消防署長の小松澤でございます。よろしくお願いします。

消防車の水没ということで、まず常備消防ですけれども、消防車両の水没は3台と水槽が1台です。

内訳につきましては、栗野分署のポンプ車と北分署のポンプ車、本署の林野火災ポンプ車、それと栗野分署の救急車が水没ということでございます。

非常備消防については、地域消防課長のほうからお答えします。

- ○大貫委員長 星野地域消防課長。
- ○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

非常備消防につきましては、第11分団1部2班のポンプ車、それと第12分団2部のポンプ車、 それと第14分団2部のポンプ車の計3台でございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。はい、横尾委員。

○横尾委員 ありがとうございました。

今回の消防団については、非常に危険な中でも、いろんな行動をしていただいたということで、 感謝をしているところでありますけれども、もう午後8時ぐらいには、消防団はもう動けない というような話もされていたところでありまして、そういう中で、水没をしてしまったという ことについては、非常に大変だったかと思うのですけれども、今後、気をつけていただければ というふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

- ○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 財政調整基金の9億円繰り入れの根拠を説明してください。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。木村財政課長。
- ○木村財政課長 財政課長の木村でございます。よろしくお願いします。

今回の9億円の根拠なのですが、基本的に国県の補助でございますとか、地方債対象になるものはそういったものを利用してございます。

ただ、そういったものを充てられない部分につきましては、一般財源という形で、財政調整基金を充てさせていただいたということでございます。その金額が9億円ということでございます。以上です。

- ○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。はい、鰕原委員。
- ○鰕原委員 8ページのですね、「防災対策推進費」が340万4,000円ということなのですが、 これで十分足りた数字といいますか、避難所の数とか、今回の災害で実際に避難所を運営して みて、もうこれ以上の金額にはならないということですか。そう理解してよろしいのですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。廣瀬危機管理監。
- ○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

ただいまのご質問ですけれども、こちらにつきましては、災害救助法の対象になる部分のみを 計上させていただいていますので、一般財源での手続については、まださらに、これよりも増加するというふうにご理解いただければと思います。

以上で答弁を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
- ご質疑ございますか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうすると、これはあくまでも災害救助法に対応するための補正だということで よろしいですか。
- そうすると、その後の予算枠というのは、補正予算第4号か何かでとってありますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。廣瀬危機管理監。
- ○廣瀬危機管理監 今回につきましては、避難所、危機管理課のほうの担当とする部分でございますので、そちらについては、補正予算第3号のほうで対応して、第4号のほうには特段計上しておりませんが、いずれにしても、今回の被災で、避難所の物品がかなり消耗しておりま

す。

それについては、来年度当初予算等で、また計上しておりますので、まずは計画的に交渉して まいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第78号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。 次に、議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、関係予算 を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)」のうち、関係予算の 主な内容について、ご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上、10 款「地方特例交付金」896 万 1,000 の増及び次の 11 款「地方交付税」 1 億 3,899 万 6,000 円の増につきましては、それぞれ右側説明欄の「減収補てん特例交付金」及び「普通交付税」の決定に伴う増でございます。

5ページをお開きください。

中段の 16 款「県支出金」、3項1目「総務費委託金」397 万 4,000 円の減につきましては、説明欄の「栃木県議会議員選挙費委託金」の確定に伴う減であります。

次の19款「繰入金」1項2目「栗野財産区繰入金」281万1,000円の減につきましては、栗野財産区議会議員選挙が無投票となったことに伴います減であります。

次の 20 款「繰越金」 7 億 5,852 万 1,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

9ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、2款「総務費」、1項1目「一般管理費」の説明欄2つ目「人事事務費」1,065万4,000

円の増につきましては、一般非常勤職員等の報酬及び費用弁償の不足に伴う増であります。

次の「防災対策推進費」340万8,000円の増につきましては、新庁舎整備に伴い震度計を移設するための経費を計上したものであります。

次に、8目「財産管理費」の説明欄「庁舎等維持管理費」76万8,000円の増につきましては、 新庁舎整備工事の発注に伴い、来庁者駐車場の守衛業務の係員を増員するためのものでありま す。

次に、4項4目「栃木県議会議員選挙費」558万2,000円の減につきましては、4月7日執行の栃木県議会議員選挙の実績に伴う減であります。

11 ページをお開きください。

一番上、6目「財産区議会議員選挙費」281万1,000円の減につきましては、7月7日執行の 要野財産区議会議員選挙が無投票であったことに伴います減であります。

飛びまして、25ページをお開きください。

一番下、14 款「予備費」 1 億 4,589 万 9,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。

- ○鰕原委員 4ページの「減収補てん特例交付金」の内容についてご説明願います。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。木村財政課長。
- ○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

地方特例交付金につきましては、平成 20 年度から行われているのですが、個人住民税の住宅借入等の特別控除の実施に伴いまして、地方公共団体が減収になります。その分を補てんするための国からの補助というのと、あともう1つは、今年と来年なのですが、自動車の取得時の負担を緩和するために、本年の10月1日から来年の9月の30日まで、取得した自動車に対して環境性能割という税がかかってくるわけなのですが、その税率が1%軽減にされております。その部分の補てんがされるものでございます。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑ございますか。鰕原委員。

- ○鰕原委員 そうすると、これは平成 20 年度からは住宅ローンの減税の制度と、今年と来年は 自動車取得税の分ではなくて、何ですか、もう一度教えてください。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。木村財政課長。
- ○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

自動車取得税交付金につきましては、本年9月30日をもって廃止となっております。

それに代わりまして、環境性能割というのが新しく賦課されるようになりました。これは軽自動車と普通自動車両方なのですが、その税率の軽減が来年度9月末日まで行われるということでございまして、その部分の財源が地方において減収になりますので、その部分を国が補てんしてくれるというものでございます。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。鰕原委員。

- ○鰕原委員 10ページの「一般管理関係職員給与費」というふうになっていますけれども、該 当職員は何人ぐらいなのですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 おはようございます。人事課長の南雲です。

人数でございますが、一般管理費につきましては、149人が該当しております。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうすると 149 人というと、全職員ではないわけですよね。どういう方が対象になるわけですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

給与費につきましては、1 款から 10 款まで款ごとに職員給与費の予算項目がありまして、該当する職員、関係職員にそれぞれ給与を払っています。

例えば、1款であれば、議会関係職員ということで、7人ですか、これらの方の給与費を持っているということになります。

それで、一般管理費の部分については、総務部とか、財政課、市民課とか、それぞれ専門部ではない一般的な職員の部分をこちらで総括して計上しているということになります。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員では、次にいってよろしいですか。

その下の「防災対策推進費」で、新庁舎の震度計というような説明があったかと思うのですが、 震度計というのはどういうものなのか、ご説明願いたいと思います。

- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。廣瀬危機管理監。
- ○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

ですけれども、そのたもとに震度計がございます。

ただいまのご質問ですけれども、こちらにつきましては、県が設置した震度計になります。 現在、本庁舎の南側駐車場のところ、庁舎のすぐ脇のところに、木が1本生えていると思うの

今回、新庁舎整備が始まりますと、ちょうどそのぎりぎりのところまで新庁舎の北側の壁が入

ってまいりますので、そうしますと、工事が入ってからでは移設ができないので、あらかじめ、 現在の車庫棟とATMのところの建物の中間あたりに移設するということで、現在計画を進め ております。

以上で答弁を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうしますと、県で設置したものを、市が新庁舎をつくるので、移設するためのお金を市で出すという意味ですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。廣瀬危機管理監。
- ○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

移設費用につきましては、県との取り決めの中で、設置している間にこちらの都合で移設する場合には、当該自治体が負担するということになってございます。

これが、例えば、県のほうの都合でといったことになりますれば、当然県のほうの負担になりますが、今回は新庁舎整備に伴うということで、鹿沼市の負担ということになります。 以上で答弁を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 その下の「庁舎等維持管理費」について、警備員の増員ということなのですけれども、76万8,000円かな、これは何名の増員になりますか。今何名のところが何名になるのですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星井田公共施設活用課長。
- ○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課長の星井田です。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在、警備員2名で守衛業務を行っておりますが、工事が始まりますと、5名になりますので、 3名増ということになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方、はい、鰕原委員。

- ○鰕原委員 この補正額 76 万 8,000 円の期間はいつまでになりますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星井田公共施設活用課長。
- ○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課、星井田です。

期間につきましてですが、工事が始まるのが2月、実際に動き出すのが2月初旬予定でございますので、実際に3名増になるのが2月・3月の2カ月間。

それで、開庁日を計算しますと、39 日間、その期間中ということで、組んでおります。 以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑ございますか。鰕原委員。

○鰕原委員 委員長に申し上げますが、私は、新庁舎整備事業に、この場所に新庁舎をつくる ことにずっと反対を、一貫して反対しております。

ですから、こういう補正予算についても反対いたします。

○大貫委員長 はい。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、質疑もないようですのでお諮りをいたします。

ご異議がありますので、挙手により採決をいたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手多数)

○大貫委員長 賛成多数であります。

したがって、議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)については、原案どおり可とすべきものと決しました。

続きまして、議案第89号 令和元年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

それでは、議案第89号 令和元年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)についてご 説明をいたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」、粕尾というインデックスがあるかと思うのですが、そこの3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

3ページでございます。

今回の補正は、歳入予算の更正であります。

3款「繰越金」において、前年度繰越金の確定を受け、41万4,000円増額し、2款1項1目「財 政調整基金繰入金」において、同額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第89号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第90号 令和元年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題 といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

議案第90号 令和元年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書「清洲財産区特別会計」の3ページをお開きください。

今回の補正は、歳入予算の更正であります。

3款「繰越金」におきまして、前年度繰越金の確定を受け、39万6,000円増額し、2款1項1目「財政調整基金繰入金」におきまして、同額を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

(「ないです」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第90号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第90号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第92号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。 執行部の説明をお願いします。金田総務課長。

○金田総務課長 総務課長の金田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第92号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。

この議案は、県内の市町村等の事務の一部を共同処理している栃木県市町村総合事務組合の規 約を変更することについて、同組合に加入している地方公共団体と協議するためのものであり ます。

協議の具体的な内容につきましては、令和2年4月1日から小山市と小山広域保健衛生組合が、 議員及びその他の非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に加入すること、また、小山市が 非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、市町村総合事務組合 の、組合規約を変更することについてであります。 今回の規約の変更につきましては、本市に直接影響するものではありませんが、地方自治法の 規定によりまして、規約の変更の協議に当たりましては、組合に加入している全ての地方公共 団体の議会の議決を得ることとされているため、議案として提出するものであります。

以上で、議案第92号についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第92号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第96号 鹿沼市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

議案第96号 鹿沼市指定金融機関の指定について、ご説明いたします。

本市の指定金融機関につきましては、現在の株式会社足利銀行の指定期間が、令和2年3月31日をもって満了となりますので、引き続き、同社を指定するためのものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間であります。

以上で、指定金融機関の指定についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第96号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第97号 鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第97号 鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、説明 いたします。

まず、本議案の提出に至る経緯についてでございますが、平成29年5月に地方公務員法及び地 方自治法が一部改正されまして、新たに「会計年度任用職員制度」が令和2年4月1日から施 行されることになりました。

制度の概要につきましては、先日、11月13日の全員協議会において、説明をさせていただきました。

この制度の背景にあります国の働き方改革の一環の「同一労働同一賃金」の観点から、これまで臨時及び非常勤職員に支給されていなかった期末手当を始めとする各種手当を会計年度任用職員に支給するとともに、昇給も制度化するものであります。

この会計年度任用職員につきましては、勤務時間に応じまして「フルタイム」と「パートタイム」に区分されます。

「フルタイム」は、正職員と同じ勤務時間で、1日につき7時間45分、1週間当たり38時間45分の勤務時間になる会計年度任用職員を言います。

一方、「パートタイム」につきましては、それよりも短い勤務時間の会計年度任用職員を言いま して、勤務時間のほかに手当の支給等に違いが生じます。

具体的には、「フルタイム」の会計年度任用職員には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務 手当及び期末手当を支給するとともに、退職手当も支給することになります。

「パートタイム」の会計年度任用職員につきましては、報酬、時間外勤務に係る報酬、期末手 当及び通勤費用弁償、いわゆる「通勤手当」を支給します。

また、基本報酬につきましては、現状の額と同水準で設定するとともに、期末手当については、 年 2.6 月を支給するものであります。

ただし、令和2年度につきましては、特に6月の期末手当におきましては、在職期間の割合に 応じた割り落としがあることから、年1.69月を支給することになります。

以上で、「鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の説明を 終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。

- ○鰕原委員 この会計年度の任用職員の雇用契約というのは、年度ごとにやるわけですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

雇用契約につきましては、1年ごとになります。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 鹿沼では、このフルタイムで働く人を何人ぐらい見込んで、パートタイムで働く 方を何人ぐらい見込まれますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

フルタイムの職員につきましては、13人を見込んでおります。

それとパートタイムにつきましては、512人を見込んでおりまして、合計で525人が今回の制度によりまして、会計年度任用職員になるということになります。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- 〇鰕原委員 パートタイムが 512 人、フルタイムが 13 人ということなのですが、フルタイム の方の 13 人というのは、これはどうしても必要だから 13 人必要なのでしょうけれども、どういう職種の人が 13 人の中に選ばれておりますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

まず、フルタイムに移行する方々なのですが、現在、嘱託職員でいる 13 人ですか、この方々がフルタイムに移行するということになります。

内容的には、嘱託の保育士の方が9人います。この方はフルタイムになります。

それと、高齢福祉課のほうに、主任介護支援専門員という方がいるのですが、この方は、今も フルタイムでいるので、この方もそのまま会計年度においては、フルタイムの扱いになります。

そのほか、市民課の嘱託職員、あと廃棄物対策課で1人嘱託職員がいらっしゃいます。

それと図書館に嘱託職員がいらっしゃいますので、この3名を加えて、13名がフルタイムのほうに移行するということになります。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 何対策と言いましたか。ちょっと聞き取れなかったものですから、お願いします。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

廃棄物対策課のほうで1人いらっしゃいます。その方がフルタイムになります。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑ございますか。

○鰕原委員はい、わかりました。ありがとうございます。

そうするとね、フルタイムの職員の13人と正職員の方がおりますわね。

その人の給料というのは相当違うものなのですか、拮抗しているのですか。大まかで結構です

から、お願いいたします。

- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

正職員との差といいますか、それにつきましては、それぞれ年齢によって多少違いはありますが、大体同等ぐらいの部分のところで給与設定はしてあります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑ありますか。鰕原委員。

- ○鰕原委員 そうしますとね、給料が同じで、そのフルタイムの方が正職員を希望するという場合は、正職員になれるという可能性はないのですか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

いわゆる任用替えという部分だと思われますが、これについては、希望をとって、その気持ちがあれば試験をしっかりやっていただいて、ある程度の評価のもと、所定のレベルであれば可能性はありますが、今のところ、この方々は、そういう希望まで今はないので、現状のフルタイムのほうに移行するという形で考えております。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
- ○鰕原委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○大貫委員長 大島委員。
- ○大島委員 ちなみに、令和2年度から、この条例によって予算化されるのだと思うのですけれども、その予算の額というのはわかりますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

人件費、当然人数が増えますので、増額になるかと思います。

来年度ですね、令和2年度でございますが、賞与のところで割り落としがあるので、多少下がるのですが、平成30年度決算と比較しまして、1億3,600万円ほど、増額になる予定です。その後、令和3年度になりますと、満額支給ということになりますので、1億9,000万円ほど増額、プラス、昇給が今度出てきますので、昇給で720万円程度増額になりますから、令和3年度以降は、約2億円ぐらい増額になっていくということになります。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。大島委員。
- ○大島委員 この条例によると、退職金なんかも出るようなのですよね。その額がどう違うか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

フルタイムの方々は、退職手当も支給されます。ただ、パートの方は退職手当は出ませんので、 フルタイムの 13 人のみということになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第97号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号については、原案どおり可とすることに決しました。

議案第 98 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第 98 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本議案は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、「鹿沼市消費生活センター条例」をはじめ、関係する条例 12 件の改正と 2 件の廃止、これを一括して行うものであります。

具体的には、各種の制度の対象に会計年度任用職員を追加するとともに、引用する地方公務員 法の条項及び用語を整理するためのものであります。

以上で、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について」の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第98号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 106 号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。よろしくお願いします。

議案第 106 号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、 ご説明いたします。

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として社会で不当に差別 されないことを目的とします「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため の関係法律の整備に関する法律」が令和元年9月14日に施行されました。

本市におきましても、法改正の主旨を踏まえ、消防団員の欠格条項から「成年被後見人」及び「被保佐人」を削除するものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

- ○横尾委員 すみません。もうちょっと詳しく説明を願えればと思うのです。ちょっと意味が わからないというか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星野地域消防課長。
- ○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

補足させていただきます。

「鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」のうち、第4条に欠格条項と申しまして、「次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない」、こういう条文がございます。

この第1項に「成年被後見人又は被保佐人」というものがございますので、その方は、今までは団員にはなれないということでありましたけれども、この項目を削除して、これからは、そういう方であっても、受け入れる態勢をとるということでございます。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。横尾委員。
- ○横尾委員 ありがとうございました。わかりました。
- ○大貫委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第106号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第106号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第109号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第 109 号鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご 説明いたします。

本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じまして、市議会議員の期末手当の額を年 0.05 月引き上げるものであります。

以上で、「鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の説明 を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第109号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 110 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第 110 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、議案第 109 号と同様に、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じまして、 市長、副市長及び教育長の期末手当の額を年 0.05 月引き上げるものであります。

以上で、「鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。 ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。

○鰕原委員 この改正によりまして、市長、副市長、教育長は各々いくら値上がりになるのだ

- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

か、お願いいたします。

まず、市長ですが、今回の期末手当の関係で増額になる額が6万8,875円です。

次に、副市長につきましては、5万6,064円。

それと、教育長が、4万5,596円が今回増額となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

- ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうすると、その増額になった分は、いつ頃支給されますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

今月、この議会最終日に議決がされれば、12月の23日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第110号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 111 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第 111 号鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。 本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じまして、一般職の職員の給料表 及び勤勉手当の額を引き上げるとともに、住居手当の支給額の変更を行うものであります。

主な内容でありますが、まず、一般職の職員の給料表の改定でありますが、議案書の次のページから改定後の給料表が掲載してありますように、平均で 0.1%引き上げるものであります。

合わせて、勤勉手当の額について、年0.05月引き上げるものであります。

次に、住居手当の支給額の変更でありますが、国の規定に準拠しまして、支給額を変更するもので、住居手当の支給対象となる家賃の下限額、これを現在1 万 2,000 円になっているのですが、1 万 6,000 円に4,000 円引き上げるとともに、住居手当額の上限額、これを現在の2 万 7,000 円から2 万 8,000 円と1,000 円引き上げるものであります。

以上で、「鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。 ○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。

- ○鰕原委員 この改正によりまして、一般職の職員の給与支給額の増は平均でどのくらいになりますか。
- ○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- ○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

今回、880人が対象になってきます。

その平均が、3万412円ということになります。

全体の影響額でございますが、2,676 万 3,193 円、今回の人事院勧告で、勤勉手当のほか、跳 ね返る分も出てきますので、全体の影響額はそのぐらいになってくるということでございます。 説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第111号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。 これをもちまして、総務常任委員会を閉会をいたします。

(閉会 午前10時58分)